

令和3年 第2回栗原市農業委員会総会議事録

令和3年2月24日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和3年 第2回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第 9 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 5号 農用地利用集積計画について
- 日程第11 議案第 6号 農用地利用配分計画について
- 日程第12 議案第 7号 非農地証明願について

1 出席委員 (24名)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、 | 4番 佐々木 弘 委員、 |
| 5番 遊佐 一成 委員、 | 6番 菅原 勝宏 委員、 |
| 7番 岩淵 敬一 委員、 | 8番 米山 嘉彦 委員、 |
| 9番 阿部 一信 委員、 | 10番 曾根 金雄 委員、 |
| 11番 三浦 正勝 委員、 | 12番 鈴木 和子 委員、 |
| 13番 芳賀 博秋 委員、 | 14番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 15番 高橋 寛 委員、 | 16番 狩野 善典 委員、 |
| 17番 佐々木 耕太郎 委員、 | 18番 高橋 榮一 委員、 |
| 19番 岩渕 弘 委員、 | 20番 三浦 栄 委員、 |
| 21番 大沢 純香 委員、 | 22番 大場 裕之 委員、 |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者、 | |
| 24番 鈴木 康則 会長 | |

2 欠席委員

なし

3 議事に参与した者

事務局長	二階堂	賢
事務局長補佐	小山	雅規
農地農政係 主査	高橋	潤
農地農政係 主事	千葉	和哉
農地農政係 主事	菅原	佑太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。

「ご苦労様です。」ご着席願います。

最近のコロナの状況では、昨日隣の市で新規感染者が出たようで、まだまだ予断を許さない状況が続いております。栗原市は落ち着いておりますが、皆様には、油断しないで十分に予防対策を取っていただき、コロナに感染しないようお願い申し上げます。

議長

それでは、只今から、令和3年 第2回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、24名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

なお、新型コロナウイルス感染症 予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により

議席番号15番 高橋 寛 委員、議席番号16番 狩野 善典 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、令和3年1月28日から令和3年2月24日までに実施の事務事業等の報告並びに、令和3年2月26日から令和3年3月26日までに予定している、事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から6番までの6案件、第2区の番号7番から21番までの15案件、第3区の番号22番から33番までの12案件、併せて33案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 3筆 18, 477㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、高清水地区の田 4筆 2, 723㎡、

番号3番は、高清水地区の田 5筆 4, 362㎡、

番号4番は、高清水地区の田 2筆 459㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の3案件、

番号5番、番号6番は、関連案件で、一迫地区の田 1筆 297㎡、双方合意による農地中間管理事業による賃貸借権解約の2案件、

第2区の番号7番は、若柳地区の田 1筆 492㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号8番は、若柳地区の田 4筆 3,107㎡、売買のための基盤法による賃貸借権解約の1案件

番号9番は、金成地区の田 28筆 19,658㎡、

番号10番は、金成地区の田 2筆 2,088㎡、

番号11番は、金成地区の田 1筆 316㎡、

番号12番は、金成地区の田 14筆 7,930㎡、

番号13番は、金成地区の田 5筆 2,794㎡、

番号14番は、栗駒地区の田 1筆 3,053㎡、及び、金成地区の田 22筆 11,254.17㎡、及び畑 1筆 130㎡、合計 14,437.17㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の6案件、

番号15番、番号16番は、関連案件で、金成地区の田 19筆 15,542㎡、双方合意による基盤法の農地利用集積円滑化事業による賃貸借権解約の2案件、

番号17番、番号18番は、関連案件で、金成地区の田 24筆 13,000㎡、双方合意による基盤法の農地利用集積円滑化事業による賃貸借権解約の2案件、

番号19番は、志波姫地区の田 5筆 9,995㎡、

番号20番は、志波姫地区の田 2筆 4,214㎡、

番号21番は、志波姫地区の田 2筆 3,519㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の3案件、

第3区の番号22番は、栗駒地区の田 2筆 3,469㎡、

番号23番は、栗駒地区の田 2筆 6,084㎡、

番号24番は、栗駒地区の田 29筆 40,768㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の3案件、

番号25番は、栗駒地区の田 18筆 27,340㎡、

番号26番は、栗駒地区の田 6筆 7,992㎡、

番号27番は、栗駒地区の田 12筆 11,389㎡、

番号28番は、栗駒地区の田 4筆 4,275㎡、

番号29番は、栗駒地区の田 36筆 32,294㎡、

番号30番は、栗駒地区の田 1筆 3,042㎡、

番号31番は、栗駒地区の田 4筆 12,054㎡、

番号32番は、栗駒地区の田 7筆 11,956㎡、

番号33番は、鶯沢地区の田 1筆 741㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の9案件、

以上、33案件を説明報告。

議長

これで、日程第4、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件、第2区の番号2番の1案件、第3区の番号3番の1案件、併せて3案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の畑 6筆 6, 663㎡、贈与のための農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

第2区の番号2番は、若柳地区の田 3筆 8, 571㎡、新たな賃貸借権設定のための農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

第3区の番号3番は、栗駒地区の田 3筆 1, 636㎡、新たな賃貸借権設定のための農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

以上、3案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに審議を行います。

第1区の番号11番の案件を審議いたします。

議席番号 17番 佐々木 耕太郎 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後1時41分) (17番 佐々木 耕太郎 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後1時42分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号11番は、高清水地区の畑 1筆 678㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る2月18日、議席番号5番 遊佐 一成 委員、農地利用最適化推進委員の鎌田 英利 委員、及び佐藤 正博 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 正博 推進委員から報告願います。

佐藤 正博 推進委員

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る2月18日木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号11番の案件につきましては、譲渡人の労力不足による所有権移転売買の案件でございます。許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号11番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号11番の案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後1時45分) (佐々木 耕太郎 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後1時45分)

次に、第1区の番号1番から10番までの10案件、及び12番から23番までの12案件、合わせて、22案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑 1筆 570㎡、
番号2番は、築館地区の田 1筆 256㎡、及び、畑 3筆 3,637㎡、合計
3,893㎡、
番号3番は、築館地区の田 4筆 1,184㎡、
番号4番は、築館地区の田 1筆 1,705㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の4案件、
番号5番は、築館地区の田 23筆 22,005㎡、及び、畑 2筆 1,676㎡、合計 23,681㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、
番号6番は、築館地区の畑 1筆 916㎡、
番号7番は、築館地区の田 1筆 473㎡、いずれも、経営の合理化のための所有権移転贈与の2案件、
番号8番は、築館地区の田 1筆 1,830㎡のうち、228.75㎡、経営を引き継ぐためによる所有権移転贈与の1案件、
番号9番は、築館地区の田 12筆 23,552㎡、
番号10番は、築館地区の田 2筆 4,753㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の2案件、
番号12番は、高清水地区の田 1筆 915㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、
番号13番は、高清水地区の田 26筆 50,031㎡、及び畑 5筆 4,907㎡、合計 54,938㎡、
番号14番は、高清水地区の田 1筆 820㎡、いずれも、経営継承のための賃貸借権設定の2案件、
番号15番は、一迫地区の畑 1筆 502㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号16番は、一迫地区の田 1筆 90㎡、及び畑 1筆 594㎡、合計 684㎡、経営の合理化のための所有権移転売買の1案件、

番号17番は、一迫地区の田 3筆 6,860㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号18番は、一迫地区の田 7筆 8,811㎡、及び畑 9筆 7,984㎡、合計 16,795㎡、

番号19番は、一迫地区の田 7筆 14,535㎡、及び畑 6筆 6,663㎡、合計 21,198㎡、いずれも、経営継承のための所有権移転贈与の2案件、

番号20番は、一迫地区の田 4筆 12,139㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号21番は、一迫地区の田 3筆 10,411㎡、及び畑 2筆 1,863㎡、合計 12,274㎡、経営継承のための使用貸借権設定の1案件、

番号22番は、瀬峰地区の田 3筆 3,310㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号23番は、瀬峰地区の田 1筆 1,700㎡、経営規模拡大のための所有権移転贈与の1案件、

以上、22案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 正博 推進委員から報告願います。

佐藤 正博 推進委員

議案第1号については、去る2月18日木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番から8番の詳細につきましては、事務局から説明があったとおりでございますが、労力不足や財産処分による売買や贈与、それから親子間の経営継承による贈与となっており、許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題がないものと判断いたしました。

9番・10番については、労力不足による賃貸借権の設定でございます。

12番・13番・14番については、労力不足や経営継承のための贈与や使用貸借権設定となっております。

15番から19番については、相手方の要望や経営の合理化による売買、それから親子間の経営継承による贈与となっております。

20番・21番については、相手方の要望や経営継承のための賃貸借権及び使用貸借権の設定となっております。

22番・23番については、相手方の要望や経営規模拡大のための所有権移転売買及び贈与となっております。

いずれも、許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号24番から33番までの10案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号24番は、若柳地区の田 10筆 23,493㎡、
番号25番は、若柳地区の田 27筆 24,655㎡、及び畑 3筆 2,092㎡、合計 26,747㎡、いずれも、経営継承のための所有権移転贈与の2案件、
番号26番は、若柳地区の田 5筆 5,126㎡、
番号27番は、若柳地区の田 3筆 8,571㎡、
番号28番は、若柳地区の田 1筆 1,964㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の3案件、
番号29番は、金成地区の田 20筆 30,851㎡、及び畑 5筆 1,081㎡、合計 31,932㎡、
番号30番は、金成地区の田 19筆 32,113㎡、及び畑 6筆 9,308㎡、合計 41,421㎡、いずれも、経営継承のための所有権移転贈与の2案件、
番号31番は、志波姫地区の畑 1筆 521㎡、空き家取得に伴う所有権移転売買の1案件、市外居住者取得の案件になるが、空き家に附属する農地として、先月の総会で審議いただいた案件となっておりますので、詳細説明は省略、
番号32番は、志波姫地区の田 1筆 996㎡、経営規模拡大のための所有権移転贈与の1案件、
番号33番は、志波姫地区の田 11筆 27,118㎡、及び、畑 13筆 3,265.62㎡、合計 30,383.62㎡、経営継承のための使用賃貸借権設定の1案件、
以上、10案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る2月19日、議席番号4番 佐々木 弘 委員、農地利用最適化推進委員の小野寺 栄悦 委員、及び阿部 正一 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、小野寺 栄悦 推進委員から報告願います。

小野寺 栄悦 推進委員

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る2月19日の金曜日に4名にて、書類審査を行いました。

番号24番につきましては、経営継承のため所有権移転贈与するものです。

25番についても、24番と同様に経営継承のため所有権移転贈与するものです。

26番から28番については、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の案件、

29番・30番については、いずれも、経営継承のため所有権移転贈与の案件、

31番につきましては、空き家取得に伴いまして相手方の要望による空き家に附属する農地を取得する所有権移転売買の案件、

32番については、経営規模拡大による所有権移転贈与となります。

33番については、経営を引き継ぐための使用貸借権設定となっております。

以上の審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題がないものと判断いたしました。以上のことから許可に当たっては、いずれも、特に問題がないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号34番から39番までの、6案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号34番は、栗駒地区の田 3筆 2, 577㎡、

番号35番は、栗駒地区の田 2筆 871㎡、いずれも、経営規模拡大のための所有権移転売買の2案件、

番号36番は、栗駒地区の田 3筆 3, 113㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号37番は、栗駒地区の田 6筆 7, 131㎡、

番号38番は、栗駒地区の田 2筆 3, 465㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の2案件、

番号39番は、栗駒地区の田 2筆 6, 084㎡、経営規模拡大のための賃貸借権設定の1案件、

以上、6案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る2月19日、議席番号21番 大沢 純香 委員、農地利用最適化推進委員の 安藤 康太 委員、及び、佐藤 東一 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、安藤 康太 推進委員から報告願います。

安藤 康太 推進委員

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る2月19日の金曜日に4名にて、書類審査を行いました。

番号34番から39番の詳細につきましては、事務局から説明があったとおりでございますが、譲受け、譲渡しの理由については、経営規模拡大や相手方の要望による労力不足のためとなっております。

許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題がないものと審査をし、判断いたしました。

以上、6案件についてのご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から10番までの10案件、及び12番から39番までの28案件、合わせて38案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から10番までの10案件、及び12番から39番までの28案件、合わせて38案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長

日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 1,885㎡、及び畑 1筆 99㎡、合計 1,984㎡を業務用地として転用し、倉庫及び資材置場等を建築造成して第三者に貸し出し、地代収入を得るものであります。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当するが、近隣に居住する申請人が業務上必要とする目的物であり、集落に接続して設置するものになりますので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、5番 遊佐 一成 委員から報告願います。

5番 遊佐 一成 委員

議案第2号については、去る2月18日の木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の件については、現地確認をしますと既にさら地化されており周囲は宅地、道路及びため池に囲まれていて、近隣の農地への影響もなく、転用許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号2番の、案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号2番は、栗駒地区の畑 1筆 349㎡を業務用地として一時転用し、選挙のための仮設事務所の設置と駐車場を整備するものであります。

なお、一時転用であることから、農地への復元が必須となっております。

農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがある第1種農地に該当しますが、一時的な転用となりますので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、21番 大沢 純香 委員から報告願います。

21番 大沢 純香 委員

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について報告いたします。

去る2月19日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号2番の件については、現地確認をしたところ、現在は何も作付けされていませんでした。市道に隣接しており、段差もほとんどなく整地のみを行う予定となっております。周囲の農地には影響がなく、一時転用で、2ヵ月後に仮設事務所は撤去するということでしたので、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番・2番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番・2番の2案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第8、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。

第1区の番号1番・2番の2案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、地上権設定の案件で、一迫地区の田 1筆 4,670㎡のうち、16.11㎡、事業内容は、営農型太陽光発電施設を設置し売電収入を得ることに加え、施設の下部の農地を利用してブルーベリーを栽培するというものであります。

現在の実施状況につきましては、すでに営農型太陽光発電施設の設置、及びブルーベリーの作付けを完了いたしまして、売電及び営農事業を実施しております。

変更の内容は、太陽光発電施設による売電事業の事業者を当初の事業者から承継者に変更するものでございます。

この案件につきましては、令和元年12月11日付で農地法第5条の許可を受けて事業に着手し、必要な工事及び作付け作業等は完了しておりましたが、その後、経営上のリスク管理の観点よりグループ内の別会社に経営を承継することを決定したことから、今回転用計画の変更を申請されたものであります。

番号2番についても、地上権設定の案件で、一迫地区の田 2筆 3,487㎡のうち、15.15㎡、この案件は令和2年2月13日付で農地法第5条の転用許可を受け、事業に着手したもので、事業の内容は1番と同様で、現在の実施状況につきましても1番と同様に売電事業及びブルーベリーの作付けを完了し栽培を実施しております。

変更内容、変更の理由につきましても1番と同様になりますので、説明を省略。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

議長

それでは、鎌田 英利 推進委員から報告願います。

鎌田 英利 推進委員

議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請については、去る2月18日の木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

各番号の詳細については、事務局から説明があったとおりであります。

現地を確認しますと、当初の計画に沿って、太陽光発電とブルーベリーの栽培を実施しておりました。今回の申請は太陽光発電事業の経営移譲とのことですが、転用事業を今後とも円滑に実施していくためのものであり、計画の変更に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。なお、作物の生育に関しましては、今後も農地パトロール等で確認していく必要があると思います。以上で現地確認の結果報告を終わります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

「はい」の声

議長

11番 三浦正勝委員

11番 三浦 正勝 委員

11番の三浦でございます。

経営継承に対して意義があるわけではないですけれども、今回添付されている資料については、新たにこれから太陽光パネルで転用します、という場合に出す土地の利用図とか配置図とかの資料になっていきますけれども、法人同士の経営継承の場合は、このような図面ということではなく、しっかりとこういう意思決定がされました、については、このように経営者が変わりますと、その辺の資料を示していただく必要があるのではないのでしょうか。

これから新たに作るわけではなくて、あるものを経営継承するわけですから、しかも法人間の取り引きでございますので、そのへんを明らかにする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長

事務局説明

事務局

お答えいたします。

配置図等の図面等につきましては、委員の中でも、以前の許可の際にこの計画を承知している方はいらっしゃると思いますが、初めてこの事業計画を聞く委員もおられますので、資料として添付いたしました。ご質問の資料につきましては、今後、事業者変更等があった案件につきましては、ほかの参考資料として、事業承継が行われたことを確認できる書類、なにか公表できる資料があれば、添付するように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長

三浦委員、よろしいですか

11番 三浦 正勝 委員

関連ですけれども、ということは何か理事会でこのように決めたとか、そういう決定した、法人同士で経営継承するという法的な裏付け的なものを、早速提出させる必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長

事務局説明。

事務局

お答えいたします。

そちらを確認するための議事録及び契約書に関しては、すでに提出いただいております。確認するというのは、それらをすべて掲載するわけにもいきませんので、その中から抜粋して情報が伝わるものから資料としてお示しできるものを添付するというところでございます。そういう形で進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

議長

三浦委員、よろしいですか

11番 三浦 正勝 委員

はい、了解しました。

議長

他に、ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請についての番号1番・2番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番・2番の2案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第9、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から3番までの、3案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、地上権設定の案件で、先ほどご審議いただきました議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番と関連案件となっており、今回、事業計画の変更に伴い、事業承継したものが新たに地上権設定を行うため、別途農地法第5条の許可申請が必要であるため審議いただくものであります。

一迫地区の田 1筆 4, 670㎡のうち、16.11㎡を太陽光パネルの支柱箇所として一時転用し、営農型太陽光発電施設を設置し売電収入を得るもので、太陽光パネルの下部では、ブルーベリーの栽培を行っております。

農地区分は、農用地区域内の農地に該当しますが、営農型太陽光発電施設による一時転用となりますので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

番号2番は、地上権設定の案件で、1番と同様に、先ほどご審議いただきました議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号2番と関連案件となっており、今回、事業計画の変更に伴い、事業承継したものが新たに地上権設定を行うため、別途農地法第5条の許可申請が出されたものであります。

一迫地区の田 2筆 3, 487㎡のうち、15.15㎡、転用目的や施設の概要、農地区分については、1番と同様でありますので、説明を省略。

番号3番は、賃貸借権設定の案件で、瀬峰地区の田 1筆 3, 538㎡のうち、1, 394㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであります。

農地区分は、周囲を山林に囲まれた生産性の低い小集団農地であるので、第2種農地に該当する旨の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鎌田 英利 推進委員から報告願います。

鎌田 英利 推進委員

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請については、去る2月18日の木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

各番号の詳細につきましては、事務局から説明があったとおりであります。

番号1番及び2番の案件については、先程ご審議いただいた転用事業計画変更の案件と関連案件となっており、事業継承者である法人が新たに地上権設定を行うための申請でございます。許可に当たっては転用事業計画変更と同じく特に問題がないものと判断いたしました。

番3番にいては、現地を確認しますと、山林に囲まれた傾斜地であり、農地としての利用は困難であり、許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、次に、第2区の番号4番の、案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号4番は、所有権移転売買の案件で、若柳地区の田 1筆 1,689㎡を住宅用地として転用し、建売住宅6棟及び通路を建築造成するものです。

農地区分は、当該地域は、都市計画区域の第1種住居地域となっているため、第3種農地として取り扱う旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、阿部 正一 推進委員から報告願います。

阿部 正一 推進委員

議案第4号、農地法5条の規定による許可申請については、去る2月19日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号4番の詳細については、只今、事務局より説明いただいたとおりであります。既に何年か前に盛土された休耕田で、隣も宅地となっており、近隣も宅地化が大変進んでいる地域でございます。周辺農地への影響もなく、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から4番までの4案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から4番までの4案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

会議開始から1時間以上が経過しましたので、ここで、午後2時45分まで、休憩いたします。

休憩：午後2時32分から2時45分まで

議長

休憩中の会議を再開します。(午後2時45分)

日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第1区の番号6番の案件を審議いたします。

議席番号1番 佐々木 栄夫 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時46分) (1番 佐々木 栄夫 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時47分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号6番は、築館地区の田 3筆 8, 805㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号6番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号6番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号1番 佐々木 栄夫 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時48分) (佐々木 栄夫 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時48分)

次に、第1区の番号12番の案件を審議いたします。

議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長

暫時休憩いたします。(午後2時49分) (17番 佐々木 耕太郎 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時49分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号12番は、高清水地区の田 1筆 4,933㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号12番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号12番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時50分) (佐々木 耕太郎 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時50分)

次に、第2区の番号165番・166番の、2案件を審議いたします。

議席番号4番 佐々木 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時51分) (4番 佐々木 弘 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時51分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号165番は、志波姫地区の田 27筆 25,720㎡、
番号166番は、志波姫地区の田 5筆 9,622㎡、及び畑 1筆 1,507㎡、合計 11,129㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号165番・166番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号165番・166番の2案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号4番 佐々木 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時52分) (佐々木 弘 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時52分)

次に、第3区の番号177番から183番までの7案件、番号196番から200番までの5案件、番号206番から208番までの3案件、及び番号220番から224番までの5案件、合わせて、20案件を審議いたします。

議席番号 19番 岩渕 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時53分) (19番 岩渕 弘 委員 退席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時53分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号177番は、栗駒地区の田 2筆 6,061㎡、
番号178番は、栗駒地区の田 1筆 455㎡、
番号179番は、栗駒地区の田 1筆 280㎡、
番号180番は、栗駒地区の田 3筆 560㎡、
番号181番は、栗駒地区の田 3筆 1,899㎡、
番号182番は、栗駒地区の田 2筆 2,608㎡、
番号183番は、栗駒地区の田 3筆 1,636㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の7案件、

番号196番は、栗駒地区の田 4筆 5,876㎡、
番号197番は、栗駒地区の田 13筆 10,339㎡、
番号198番は、栗駒地区の田 2筆 1,103㎡、
番号199番は、栗駒地区の田 7筆 4,420㎡、

番号200番は、栗駒地区の田 6筆 3, 837㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の5案件、

番号206番は、鶯沢地区の田 11筆 10, 995㎡、

番号207番は、鶯沢地区の田 3筆 6, 104㎡、

番号208番は、鶯沢地区の田 4筆 1, 151㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号220番は、鶯沢地区の田 7筆 6, 220㎡、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件

番号221番は、鶯沢地区の田 2筆 6, 065㎡、

番号222番は、鶯沢地区の田 24筆 20, 889㎡、

番号223番は、鶯沢地区の田 9筆 10, 538㎡、

番号224番は、鶯沢地区の田 3筆 3, 068㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の4案件、

以上、20案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号177番から183番までの7案件、番号196番から200番までの5案件、番号206番から208番までの3案件、及び番号220番から224番までの5案件、合わせて20案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 農用地利用 集積計画についての、番号177番から183番までの7案件、番号196番から200番までの5案件、番号206番から208番までの3案件、及び番号220番から224番までの5案件、合わせて、20案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号19番 岩淵 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時55分) (岩淵 弘 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時56分)

次に、第3区の番号191番の案件を審議いたします。

議席番号23番 吉田 優俊 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時56分) (23番 吉田 優俊 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時57分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号191番は、栗駒地区の田 19筆 26, 088㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号191番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号191番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号23番 吉田 優俊 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時58分) (吉田 優俊 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時58分)

次に、第1区の番号1番から5番までの5案件、番号7番から11番までの5案件、及び番号13番から82番までの70案件、合わせて、80案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 17筆 28, 567㎡、及び、畑 2筆 5, 148㎡、合計 33, 715㎡、所有権移転売買である旨の1案件、
番号2番は、築館地区の田 1筆 2, 713㎡、
番号3番は、築館地区の田 9筆 9, 267. 61㎡、及び畑 2筆 2, 092㎡、合計 11, 359. 61㎡、
番号4番は、築館地区の田 1筆 7, 874㎡、
番号5番は、築館地区の田 1筆 2, 952㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の4案件、
番号7番は、築館地区の田 2筆 3, 077㎡
番号8番は、築館地区の田 22筆 37, 624㎡、
番号9番は、築館地区の田 4筆 10, 992㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の3案件、
番号10番は、高清水地区の田 2筆 459㎡、所有権移転売買である旨の1案件、
番号11番は、高清水地区の田 1筆 4, 503㎡、
番号13番は、高清水地区の田 1筆 10, 405㎡、
番号14番は、高清水地区の田 4筆 8, 787㎡、
番号15番は、高清水地区の田 1筆 1, 260㎡、
番号16番は、高清水地区の田 4筆 6, 360㎡、
番号17番は、高清水地区の田 10筆 32, 138㎡、
番号18番は、高清水地区の田 2筆 1, 055㎡、
番号19番は、高清水地区の田 4筆 2, 723㎡、
番号20番は、高清水地区の田 5筆 4, 362㎡、
番号21番は、高清水地区の田 11筆 8, 290㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の10案件、

番号22番は、高清水地区の田 9筆 34, 031 m²、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号23番は、一迫地区の田 2筆 5, 943 m²、所有権移転売買である旨の1案件、

番号24番は、一迫地区の田 5筆 2, 657 m²、

番号25番は、一迫地区の田 13筆 17, 119 m²、

番号26番は、一迫地区の田 2筆 5, 117 m²、

番号27番は、一迫地区の田 6筆 7, 116 m²、

番号28番は、一迫地区の田 3筆 3, 262 m²、

番号29番は、一迫地区の田 1筆 447 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の6案件、

番号30番は、一迫地区の田 3筆 8, 670 m²、

番号31番は、一迫地区の田 8筆 24, 013 m²、

番号32番は、一迫地区の田 3筆 15, 756 m²、いずれも、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号33番は、一迫地区の田 4筆 7, 479 m²、

番号34番は、一迫地区の田 1筆 763 m²、

番号35番は、一迫地区の田 1筆 2, 140 m²、

番号36番は、一迫地区の田 3筆 965 m²、

番号37番は、一迫地区の田 2筆 6, 074 m²、

番号38番は、一迫地区の田 2筆 4, 278 m²、

番号39番は、一迫地区の田 2筆 4, 587 m²、

番号40番は、一迫地区の田 5筆 8, 158 m²、

番号41番は、一迫地区の田 8筆 12, 416 m²、

番号42番は、一迫地区の田 2筆 4, 973 m²、

番号43番は、一迫地区の田 9筆 10, 954 m²、

番号44番は、一迫地区の田 2筆 2, 047 m²、

番号45番は、一迫地区の田 1筆 2, 837 m²、

番号46番は、一迫地区の田 7筆 15, 278 m²、

番号47番は、一迫地区の田 2筆 877 m²、

番号48番は、一迫地区の田 9筆 14, 216 m²、

番号49番は、一迫地区の田 7筆 10, 603 m²、

番号50番は、一迫地区の田 2筆 8, 025 m²、

番号51番は、一迫地区の田 1筆 4, 875 m²、

番号52番は、一迫地区の田 2筆 8, 450 m²、

番号53番は、一迫地区の田 15筆 22, 430 m²、

番号54番は、一迫地区の田 5筆 4, 930 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の22案件、

番号55番は、瀬峰地区の田 8筆 12,609㎡、
番号56番は、瀬峰地区の田 1筆 1,007㎡、
番号57番は、瀬峰地区の田 1筆 1,032㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の3案件、

番号58番は、瀬峰地区の田 17筆 11,796㎡、
番号59番は、瀬峰地区の田 8筆 4,877㎡、
番号60番は、瀬峰地区の田 8筆 28,811㎡、
番号61番は、瀬峰地区の田 3筆 6,079㎡、
番号62番は、瀬峰地区の田 4筆 3,120㎡、
番号63番は、瀬峰地区の田 4筆 2,473㎡、
番号64番は、瀬峰地区の田 6筆 4,557㎡、
番号65番は、瀬峰地区の田 3筆 3,055㎡、
番号66番は、瀬峰地区の田 22筆 17,766㎡、
番号67番は、瀬峰地区の田 8筆 5,647㎡、
番号68番は、瀬峰地区の田 10筆 5,831㎡、
番号69番は、瀬峰地区の田 2筆 2,042㎡、
番号70番は、瀬峰地区の田 32筆 43,701㎡、及び畑 1筆 723㎡、
合計 44,424㎡、

番号71番は、瀬峰地区の田 27筆 23,874㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の14案件、

番号72番は、瀬峰地区の田 15筆 11,334㎡、
番号73番は、瀬峰地区の田 4筆 2,597㎡、
番号74番は、瀬峰地区の田 3筆 3,103㎡、
番号75番は、瀬峰地区の田 1筆 1,946㎡、
番号76番は、瀬峰地区の田 1筆 3,330㎡、
番号77番は、瀬峰地区の田 2筆 6,577㎡、
番号78番は、瀬峰地区の田 4筆 13,715㎡、
番号79番は、瀬峰地区の田 2筆 3,881㎡、
番号80番は、瀬峰地区の田 4筆 6,405㎡、
番号81番は、瀬峰地区の田 5筆 13,782㎡、
番号82番は、瀬峰地区の田 7筆 4,586㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の11案件、

以上、80案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号83番から164番までの82案件、及び、番号167番件から174番までの8案件、合わせて、90案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号83番は、若柳地区の田 4筆 1, 608㎡、
番号84番は、若柳地区の田 2筆 1, 781㎡、
番号85番は、若柳地区の田 3筆 1, 407㎡、
番号86番は、若柳地区の田 12筆 11, 042㎡、
番号87番は、若柳地区の田 4筆 3, 107㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の5案件、
番号88番は、若柳地区の田 1筆 1, 023㎡、
番号89番は、若柳地区の田 4筆 4, 065㎡、
番号90番は、若柳地区の田 2筆 2, 034㎡、
番号91番は、若柳地区の田 4筆 4, 079㎡、
番号92番は、若柳地区の田 16筆 22, 436㎡、
番号93番は、若柳地区の田 14筆 22, 862㎡、及び畑 2筆 893㎡、
合計 23, 755㎡、
番号94番は、若柳地区の田 10筆 7, 325㎡、
番号95番は、若柳地区の田 26筆 16, 657㎡、及び畑 1筆 97㎡、
合計 16, 754㎡、
番号96番は、若柳地区の田 10筆 39, 959㎡、
番号97番は、若柳地区の田 14筆 14, 685㎡、
番号98番は、若柳地区の田 1筆 849㎡、
番号99番は、若柳地区の田 6筆 9, 534㎡、
番号100番は、若柳地区の田 13筆 22, 561㎡、
番号101番は、若柳地区の田 3筆 2, 883㎡、
番号102番は、若柳地区の田 2筆 203㎡、
番号103番は、若柳地区の田 1筆 1, 881㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の16案件、
番号104番は、若柳地区の田 3筆 2, 538㎡、
番号105番は、若柳地区の田 11筆 10, 561㎡、
番号106番は、若柳地区の田 5筆 3, 353㎡、
番号107番は、若柳地区の田 18筆 11, 111㎡、

番号108番は、若柳地区の田 5筆 3, 481㎡、
 番号109番は、若柳地区の田 17筆 8, 123㎡、
 番号110番は、若柳地区の田 18筆 13, 582㎡、
 番号111番は、若柳地区の田 14筆 11, 108㎡、
 番号112番は、若柳地区の田 6筆 4, 163㎡、
 番号113番は、若柳地区の田 2筆 2, 034㎡、
 番号114番は、若柳地区の田 26筆 15, 510㎡、
 番号115番は、若柳地区の田 3筆 2, 777㎡、
 番号116番は、若柳地区の田 30筆 26, 855㎡、及び畑 3筆 1, 787
 ㎡、合計 28, 642㎡、
 番号117番は、若柳地区の田 6筆 3, 992㎡、
 番号118番は、若柳地区の田 14筆 6, 912㎡、
 番号119番は、若柳地区の田 38筆 33, 580㎡、
 番号120番は、若柳地区の田 9筆 9, 436㎡、
 番号121番は、若柳地区の田 4筆 7, 621㎡、
 番号122番は、若柳地区の田 5筆 3, 201㎡、
 番号123番は、若柳地区の田 6筆 4, 568㎡、
 番号124番は、若柳地区の田 15筆 9, 596㎡、及び畑 1筆 140㎡、
 合計 9, 736㎡、
 番号125番は、若柳地区の田 1筆 843㎡、
 番号126番は、若柳地区の田 3筆 2, 787㎡、
 番号127番は、若柳地区の田 15筆 13, 724. 19㎡、いずれも、更新の
 賃貸借権設定である旨の24案件、
 番号128番は、金成地区の田 3筆 1, 387㎡、所有権移転売買である旨の1
 案件、
 番号129番は、金成地区の田 12筆 15, 290㎡、
 番号130番は、金成地区の田 8筆 17, 676㎡、
 番号131番は、金成地区の田 8筆 10, 979㎡、
 番号132番は、金成地区の畑 1筆 18, 301㎡、
 番号133番は、金成地区の田 2筆 2, 088㎡、
 番号134番は、金成地区の田 1筆 316㎡、
 番号135番は、金成地区の田 14筆 7, 930㎡、
 番号136番は、金成地区の田 5筆 2, 794㎡、
 番号137番は、金成地区の田 28筆 19, 658㎡、
 番号138番は、金成地区の田 19筆 15, 542㎡、
 番号139番は、金成地区の田 24筆 13, 000㎡、いずれも、新規の賃貸借
 権設定である旨の11案件、
 番号140番は、金成地区の田 8筆 7, 693㎡、農地中間管理事業による新規

の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号141番は、栗駒地区の田 1筆 3,053㎡、金成地区の田 22筆 11,254.17㎡、及び畑 1筆 130㎡、合計 14,437.17㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号142番は、金成地区の田 2筆 10,185㎡、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号143番は、金成地区の田 10筆 8,676㎡、

番号144番は、金成地区の田 21筆 15,853㎡、

番号145番は、金成地区の田 19筆 25,971㎡、

番号146番は、金成地区の田 1筆 2,000㎡、

番号147番は、金成地区の田 1筆 1,800㎡、

番号148番は、金成地区の田 3筆 7,990㎡、

番号149番は、金成地区の畑 2筆 51,051㎡、

番号150番は、金成地区の田 2筆 7,054㎡、

番号151番は、金成地区の田 3筆 6,245㎡、

番号152番は、金成地区の田 2筆 4,590㎡、

番号153番は、金成地区の田 15筆 28,635.38㎡、及び、畑 2筆 1,967㎡、合計 30,602.38㎡、

番号154番は、金成地区の畑 1筆 83,194㎡、

番号155番は、金成地区の田 1筆 5,000㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の13案件、

番号156番は、金成地区の田 15筆 7,110㎡、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号157番は、志波姫地区の田 3筆 7,706㎡、

番号158番は、志波姫地区の田 3筆 5,401㎡、

番号159番は、志波姫地区の田 3筆 4,198㎡、

番号160番は、志波姫地区の田 2筆 4,214㎡、

番号161番は、志波姫地区の田 2筆 3,519㎡、

番号162番は、志波姫地区の田 1筆 3,050㎡、

番号163番は、志波姫地区の田 5筆 11,092㎡、及び畑 1筆 1,125㎡、合計 12,217㎡、

番号164番は、志波姫地区の田 4筆 5,184㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の8案件、

番号167番は、志波姫地区の田 5筆 7,809㎡、

番号168番は、志波姫地区の田 1筆 1,863㎡、

番号169番は、志波姫地区の田 4筆 3,209㎡、

番号170番は、志波姫地区の田 11筆 11,712㎡、

番号171番は、志波姫地区の田 2筆 6,025㎡、

番号172番は、志波姫地区の田 30筆 16, 817㎡、
番号173番は、志波姫地区の田 3筆 7, 759㎡、
番号174番は、志波姫地区の田 1筆 1, 619㎡、いずれも、更新の賃貸借権
設定である旨の8案件、
以上、90案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号175番から176番までの2案件、番号184番から190番
までの7案件、番号192番から195番までの4案件、番号201番から205番ま
での5案件、番号209番から219番までの11案件、及び、番号225番の1案
件、合わせて、30案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号175番は、栗駒地区の田 8筆 10, 031㎡、
番号176番は、栗駒地区の田 6筆 7, 992㎡、
番号184番は、栗駒地区の田 7筆 28, 696㎡、
番号185番は、栗駒地区の田 13筆 27, 079㎡、
番号186番は、栗駒地区の田 9筆 30, 723㎡、
番号187番は、栗駒地区の田 12筆 19, 079㎡、
番号188番は、栗駒地区の田 36筆 32, 294㎡、
番号189番は、栗駒地区の田 1筆 3, 037㎡、
番号190番は、栗駒地区の田 6筆 8, 919㎡、いずれも、新規の賃貸借権設
定である旨の9案件、
番号192番は、栗駒地区の田 15筆 17, 852㎡、
番号193番は、栗駒地区の田 16筆 12, 862㎡、
番号194番は、栗駒地区の田 4筆 4, 520㎡、
番号195番は、栗駒地区の田 7筆 20, 189㎡、
番号201番は、栗駒地区の田 25筆 22, 756㎡、
番号202番は、栗駒地区の田 16筆 33, 503㎡、

番号203番は、栗駒地区の田 6筆 7, 458㎡、及び、畑 1筆 311㎡、
合計 7, 769㎡、

番号204番は、栗駒地区の田 4筆 8, 696㎡、

番号205番は、栗駒地区の田 3筆 4, 453㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の9案件、

番号209番は、鶯沢地区の田 11筆 14, 321㎡、

番号210番は、鶯沢地区の田 20筆 22, 308㎡、

番号211番は、鶯沢地区の田 3筆 895㎡、

番号212番は、鶯沢地区の田 3筆 883㎡、

番号213番は、鶯沢地区の田 2筆 5, 034㎡、

番号214番は、鶯沢地区の田 4筆 11, 493㎡、

番号215番は、鶯沢地区の田 1筆 741㎡、

番号216番は、鶯沢地区の田 2筆 1, 584㎡、

番号217番は、鶯沢地区の田 1筆 375㎡、

番号218番は、鶯沢地区の田 1筆 44㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の10案件、

番号219番は、鶯沢地区の田 17筆 9, 200㎡、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号225番は、鶯沢地区の田 3筆 4, 639㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、30案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から5番までの5案件、番号7番から11番までの5案件、番号13番から164番までの152案件、番号167番から176番までの10案件、番号184番から190番までの7案件、番号192番から195番までの4案件、番号201番から205番までの5案件、番号209番から219番までの11案件、及び、番号225番の1案件、合わせて、200案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から5番までの5案件、番号7番から11番までの5案件、番号13番から164番までの152案件、番号167番から176番までの10案件、番号184番から190番までの7案件、番号192番から195番までの4案件、番号201番から205番までの5案件、番号209番から219番までの11案件、及び番号225番の1案件、合わせて、200案件については、原案を可とすることに、決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第11、議案第6号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

第3区の番号1番の案件を審議いたします。

議席番号23番 吉田 優俊 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後3時9分) (23番 吉田 優俊 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後3時10分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

配分計画の利用権を設定する者は、宮城県農地中間管理機構となります。

第3区の番号1番は、栗駒地区の田 7筆 9, 879㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定、なお、この案件は、借受け人変更に伴います再配分となっており、契約期間は当初契約の残期間となる旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号 農用地利用配分計画についての、番号1番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第6号 農用地利用配分計画についての、番号1番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号23番 吉田 優俊 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後3時11分) (吉田 優俊 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後3時11分)

日程第12、議案第7号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 2筆 1, 277㎡、願出地は、昭和63年に農地転用許可を得て駐車場を造成したが、その後利用されずに荒廃し、現在に至るものであり、農地への復元する見込みが困難であることから、雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、5番 遊佐 一成 委員から報告願います。

5番 遊佐 一成 委員

議案第7号、非農地証明願については、去る2月18日の木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

1番の件については、現地確認しますと高く盛土されており、長期間農地利用された形跡もありませんでした。周辺を確認しますと1辺の法面が農地に接しておりますが、十分な距離を保ち設置してありまして管理もされているということで、特に周辺農地への影響もなく、問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

「はい」の声

議長

11番 三浦正勝委員

11番 三浦 正勝 委員

11番の三浦でございます。

昭和63年に農地転用の許可を得たと記載されておりますが、このことは確認できたのでしょうか。あえて、農地転用許可を得てから非農地証明願いを出さざる得ない事情というのは、どういうことなのでしょうか。

議長

事務局説明

事務局

お答えいたします。

転用許可に関しましては、当時の許可証及び宮城県と調査して転用許可を得ていることを確認しております。今回の非農地証明願いが出された経緯ですが、当時造成工事が完了した際に地目変更をしていなかったことが1点と、当時の許可証をもってこれから地目変更を行うためには、許可された駐車場として利用されていることが条件となりまして、現在は利用されていないということですので、そのまま地目変更に使用することができないということでございます。

そして今後、さらに改めて駐車場として利用する計画もないということでしたので、転用ではなく非農地証明願いとして別途申請していただいた次第であります。

議長

三浦委員、よろしいですか

11番 三浦 正勝 委員

関連ですけれども、今の説明ですと、転用許可されてから事業が施行されていないという状況であったということでしたけれども、許可した方も早く事業を実施していただきと督促しなければならぬ案件と思っておりますけれども、中途半端な状況になってしまったのではないかと、本人もきちんと法務局で手続きを取っていただければこのような事態にはな

らなかったのではないかと思います。経過の中にはちょっと改善すべき点があったのではないかという感じがします。意見でございます。

議長

他に、ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番は、若柳地区の畑 1筆 874㎡、願出地は、明治10年ころに一般住宅を建築し、その後、住居及び庭として使用し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、4番 佐々木 弘 委員から報告願います。

4番 佐々木 弘 委員

議案第7号、非農地証明願については、去る2月19日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

2番の件については、明治10年頃に建築したということでございますけれども、現在の建物は明治10年頃ではないという感じをしてまいりました。今の現況は、空き地とその周辺の竹やぶが刈り払われている状況でした。今後も埼玉に住んでいられるということで、こちらに帰ってくる意思もないということでございました。

そのようなことから、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号3番・4番の2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号3番は、栗駒地区の畑 1筆 91㎡、願出地は、昭和50年頃から宅地敷きへの進入路及び駐車場として利用され現在に至るもので、周囲も宅地に囲まれており、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号4番は、鶯沢地区の畑 1筆 357㎡、願出地は、昭和60年頃に労力不足により耕作をしなくなり、その後山林化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

佐藤 東一 推進委員

議案第7号については、去る2月19日の金曜日に4名にて、栗駒総合支所において書類審査及び現地確認を行いました。

番号3番については、昭和50年頃から宅地や進入路及び駐車場として利用され、現在に至るもの、また、その状況から見ても、畑だったものが入口は駐車場として利用され、進入路はブロック塀などが設置されたような土地であります。

4番については、昭和60年頃から労力不足により山林化し現在に至るものであり、周囲も山林化しており、農地への復元が困難であることを確認してまいりました。

いずれも、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号 非農地証明願についての、番号1番から4番までの4案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第7号 非農地証明願についての、番号1番から4番までの4案件は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和3年 第2回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

議長（会長）

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後 3時 27分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員